

おわりに

朝鮮人同化のための映画政策

1905年（明治38）から1945年（昭和20）までの植民地時代に韓国統監府（1905～1910）、朝鮮総督府（1910～1945）及び日本政府が行なった朝鮮映画の利用と統制政策の特徴は次の四つにまとめられる。

1. 映画の利用と統制は朝鮮人同化政策の一環として行なわれた。
2. 朝鮮総督府による映画政策は日本の映画政策を基に展開された。
3. 朝鮮においては植民支配の最後まで映画製作と配給が朝鮮独自に行なわれた。
4. 新体制構築以後に製作した朝鮮映画全ては国策映画であった。

日本による朝鮮植民地統治の根本目標は朝鮮人同化であった。1900年を前後して世界の弱小国では列強による植民地支配の争奪戦が展開していた。当時の世界列強による植民地政策は、大きく従属、同化、自主の三つの主義¹に分けられる。フランスのジロー(Girault)は‘従属主義は植民地の反乱のために、自主主義は植民地の独立のために、結局は本国がその植民地を失う恐れがあるので、同化主義が最良の植民地統治政策だ’と主張した²。同化主義とは本来フランスから始まり、本国と全く同一な待遇を与えて植民地を本国の延長と見做すものである。

日本ではこの同化主義という植民地支配イデオロギーに古来の同祖論が混じった同化政策が、1905年以後40年間にわたる朝鮮植民地統治の根本理念となった。朝鮮総督府が発行した『施政25年史』の中に日韓併合における同化の意味について次のように記述されている。

併合の実施と共に旧韓国の国号は廃せられて爾今朝鮮と称することになり、同日以後面積1万4312方里を有する半島は即ち日本帝国の一部となり、1300万の人民は齊しく我が天皇陛下の赤子となり、古来密接不離の関係を有したる二国は相結合して一家を形成することとなった³。

又、同紙の序説には統治の根本目標について「二つの国が一家を形成し、天皇の下に立ち並ぶために朝鮮統治の要諦は一には同化であらねばならぬ、二にも同化であらねばならぬ⁴」と書かれている。

朝鮮総督府初期から始まった同化政策は、満州事変や日中戦争を経て太平洋戦争に至るまで、朝鮮を兵站基地化するために段々と強化されていった。朝鮮人同化政策の推移について1905年（明治38）から1945年（昭和20）の終戦までを大きく三つに分けることができる。

第1期 1905年～1919年：朝鮮人同化政策

日韓条約により韓国の外交権が奪われて植民地になってから、朝鮮民衆の激しい独

立運動が起きた1919年（大正8）までは強圧的な同化政策が敷かれた。

第2期 1919年～1937年：文化政治による「内鮮融和」政策

1919年（大正8）の独立運動後、日中戦争が起こる1937年（昭和12）までは文化政治という懐柔政策による「内鮮融和」を図った。

第3期 1937年～1945年：「皇国臣民化」政策

日中戦争以後1945年（昭和20）の終戦までは朝鮮の兵站基地化及び戦時動員のために「内鮮一体」を理念とした「皇民化政策」が展開された。

日本政府と朝鮮総督府はこのような政策の展開に沿って朝鮮人を同化するために、映画を重要な手段として用いた。植民地初期の韓国統監府において伊藤博文が行なった初期同化政策は、東洋平和を標榜した「日韓融和」政策に表出された。1905年韓国の外交権を剥奪して日本の保護国とし事実上韓国を植民地化した伊藤は、両国各地を巡回演説して東洋平和のためには「日韓融和」が何よりも重要であることを主張した。伊藤は演説の場面や日本と韓国の風物等をフィルムに収めて両国の民衆に披露し、相互理解を深めることで「日韓融和」を図ろうとした。彼が展開した映写活動は、映画草創期の朝鮮において大変な話題を呼び起した。

日韓併合以後の同化政策はさらに露骨で、朝鮮総督府の全ての政策の根幹となった。第1代目の寺内正毅総督と第2代目の長谷川好道総督は武力的な統制による同化政策をとり、この時期の新聞、雑誌、映画等のメディアは同化政策の障壁になるとの理由で取締られた。しかし、1919年に起きた朝鮮民衆の独立運動という強い抗日運動のために、武断政治という抑圧政策は進路変更せざるを得なくなった。第3代目の斎藤実総督は朝鮮人同化のための懐柔政策の一環として「内鮮融和」を標榜し、代表的な啓発宣伝メディアとして映画を利用した。「活動写真班」が朝鮮総督府内に設置され、植民支配末期まで宣伝および国策映画の製作と上映に努めたのである。

1937年（昭和12）日中戦争が勃発すると、南次郎総督は「内鮮融和」という同化スローガンを「内鮮一体」へと極大化していった。この同化政策は、日中戦争から太平洋戦争にかけて朝鮮人を「完全な皇国臣民」として作り上げ、戦争に動員することを目的とした。この時期の朝鮮総督府による映画政策は映画の国策化を進めることにあり、朝鮮映画は戦争動員のために機能した。

朝鮮独自の映画製作・配給

朝鮮総督府による映画政策は日本の映画政策を基盤にして施行された。「興行及び興行場の取締」、「活動写真フィルム取締規則」、「朝鮮映画令」等の統制策を始めとする各種の映画政策は、まず日本で研究され、実行されたものが殆どである。

しかし、同じく日本の植民地だった台湾とは異なり、朝鮮では映画の製作と配給に関しては植民地時代全期間を通して朝鮮独自のシステムで運営された。例えば、生フィルムの不足により、日本内閣情報局が朝鮮での映画製作を中止させ、日本の映画臨戦体制下に組み込もうとし

たが、朝鮮総督府はそれに反対して朝鮮独自の映画新体制を強く主張した。当時日本の3分の1に当たる2,400万人の朝鮮人を皇国臣民化するために独自の国策映画が必要だったことと、もう一つは日本や満州等の他の地域に朝鮮の事情を理解させ、もっと親近感を持たせる手段として朝鮮独自の映画が必要だったからである⁵。それに当時朝鮮人の7割は日本語を理解できなかったので日本産の映画を朝鮮人の同化に直接利用するのは不可能に近く、又、演芸等娯楽機関の少ない朝鮮では映画が最大の娯楽であり、映画が吸収する観客は年間2,000万人（1943年）を超えており⁶、皇民化のためには朝鮮独自の映画がどうしても必要だったに違いないと思われる。朝鮮独自の映画製作と配給についての朝鮮総督府側の主張は、伊藤博文時代から朝鮮人同化と内鮮融和のために行なわれた映画利用と相変わらぬ理由があった。

「皇国臣民化」のための朝鮮映画の国策化

朝鮮映画界の新体制以後に製作・配給された映画は全てが、陸海軍志願制の宣伝、徴兵制実施の宣伝、銃後の物資動員、内鮮一体思想の徹底による皇国臣民化等をテーマとした国策映画だった。これは以下に挙げる朝鮮総督府の施策と関係深いと思われる。朝鮮総督府は戦況が激しくなるにつれて啓発宣伝を強化していった。1943年（昭和18）当時情報課長だった堂本敏雄は戦時下における啓発情報宣伝の重要性を強調し、当年度の情報宣伝の目標について次のような7項目を挙げている。

- 1．大東亜戦争下における民心指導
- 2．朝鮮統治理念の徹底
- 3．朝鮮事情の認識宣伝
- 4．徴兵制度及び海軍特別志願兵制度の周知宣伝
- 5．食糧事情に関する民心啓発
- 6．国民総力運動の進展
- 7．決戦下文化の助成⁷

戦時下における朝鮮総督府の政策により、1945年（昭和20）の終戦まで朝鮮映画は戦争動員のための国策映画として製作され、そのテーマは以上の7項目の情報宣伝の目標から離れることはできなかった。

臨戦体制下における映画新体制構築後、「朝鮮映画製作株式会社」と「朝鮮映画配給社」の社長を兼任していた田中三朗の次のような二つの発言は当時の朝鮮映画の機能を明確に説明している。

大東亜新秩序の建設は大東亜の人々と共にやり遂げ得る大業である。故に先ず我々は内鮮一体の完遂を目ざし、映画を通じて貢献せむとするものである⁸。

新しい朝鮮映画⁹は実にこの総督政治の成果、即ち現在の朝鮮の姿を、ひろく世に紹介する目的で、また他方では二千四百万の朝鮮民衆の皇国臣民化運動の一翼を担当するために誕生したものであります。朝鮮独自の製作機構が作られた理由は、以上で明らかと思ひますが、同時に朝鮮独自の配給機構が設けられ、朝鮮映画は勿論、内地映画の普及にも努めています。(中略)

私共が朝鮮映画の育成に当って理想としているところは、いわゆる朝鮮の特殊性に即した独自の映画を作ることであり、同時にそれが大東亜共栄圏の一環として朝鮮を示すものでなければならないという点であります。もはや大東亜共栄圏の建設ということを離れて、朝鮮の独自性はありえないし、従ってこの戦争に協力すること以外に、朝鮮のためのみの朝鮮映画はあり得ない筈です¹⁰。

伊藤博文が植民地統治における同化政策の一環として行なった「日韓融和」のための映画の利用と統制政策は、朝鮮総督府によって受け継がれて「内鮮融和」と「内鮮一体」という統治理念につながり、終には戦時下に朝鮮人を「皇民化」して、戦争に動員しようとするまでに至ったのである。

おわりに

- ¹ 金雲泰 『日本帝國主義の韓国統治』 博英社、1986年、41頁（引用原本は矢内原忠雄の『植民及植民政策』 有斐閣、1926年）。
- ² 上同（引用原本は『Girault, A. Principes de Colonisation. Tome 』 85頁、矢内原忠雄の『植民及植民政策』から再引用）。
- ³ 『施政25年史』 朝鮮總督府、1935年、9頁。
- ⁴ 上同、10頁。
- ⁵ 飯島正、筈見恒夫、広川創用「朝鮮映画新体制樹立のために座談会」 『映画旬報』 1941年11月1日号、16～17頁。
- ⁶ 桜本富雄 『大東亞戦争と日本映画』 青木書店、1993年、183頁。
- ⁷ 堂本敏雄「朝鮮に於ける情報宣伝の目標」 『朝鮮』 朝鮮總督府、1943年8月号、5頁。
- ⁸ 田中三朗「朝鮮映画の新動向」 『映画旬報』 1943年7月11日号、5頁。
- ⁹ 1942年行われた朝鮮映画界新体制構築以後のこと。（引用者注）
- ¹⁰ 田中三朗「大東亞と朝鮮映画」 『映画旬報』 1943年11月21日号、18頁。